

流山市受任者調整を見越した事前関与スキーム実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、流山市受任者調整を見越した事前関与スキーム(以下「スキーム」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見中核機関(以下「中核機関」という。)を設置しているところである。

成年後見制度の利用が望ましい支援対象者に対し受任者調整及び事前関与を行うことにより、本人の状況に合わせた適切な後見人等候補者の検討を行うとともに、後見人等候補者を含む権利擁護支援チームを構築し、支援対象者の成年後見制度開始以前からの継続した支援を行うことを目的とする。

(後見人等候補者の業務)

第3条 後見人等候補者の業務は本人の権利擁護支援に関連する事項で次に掲げるものとする。

- (1) 面談等による支援対象者との信頼関係の構築
- (2) 支援対象者の親族との信頼関係の構築
- (3) 支援対象者に関わる支援者との信頼関係の構築
- (4) 支援に必要な情報の収集及び補助
- (5) その他市との協議により支援に必要とされること。

(相談手続き)

第4条 流山市地域包括支援センター及び障害者相談支援事業委託事業所(以下「一次相談窓口」という。)等が成年後見制度の利用が望まれる事案を把握した段階で中核機関にスキームを使用することについて相談を行う。

2 中核機関は前項の相談に基づき、スキームの使用が望ましいと判断した場合、(基準)に基づき、後見人等候補者に望ましい職種を選定し、(受託者)に対し要請を行う。

3 後見人等候補者は前項の要請に基づき、支援者との情報共有を目

的とした会議への出席及び支援対象者本人または親族との面談を行う。

4 中核機関は前項の要請に基づき第3条のいずれかの業務を委託した後見人等候補者に対し報酬として10,000円を支払う。

(中核機関の責務)

第5条 中核機関はスキームを統括する立場として下記の事項を行う。

(1) 中核機関は前条に規定する会議の報告書を作成し、中核機関運営主管課に提出する。

(2) スキームにて取り扱った事案に対し2週間に一度後見人等候補者と進捗の確認を行う。

(3) 前項の進捗について月に一度中核機関運営主管課に報告する。

(秘密保持)

第6条 本委託業務の実施にあたっては、関係法令及び委託先における個人情報の取扱いに関する特記仕様書を遵守し、正当な理由なく、その業務において知り得た秘密を漏らしてはならない。